

第百三十四回国会 参議院商工委員会會議録第一号

平成七年十月二十三日(月曜日)
午後零時四十分開会

十月二十三日
一井 淳治君

補欠選任
川橋 幸子君

委員氏名
委員長 杵掛 哲男君
理事 久世 公亮君
理事 野間 越君
理事 荒木 清寛君
理事 藥科 満治君
理事 倉田 寛之君
理事 斎藤 文夫君
理事 坂野 重信君
理事 中曾根弘文君
理事 林 芳正君
理事 平田 耕一君
理事 猪熊 重二君
理事 岩瀬 良三君
理事 長谷川 清君
理事 一井 淳治君
理事 前川 忠夫君
理事 山下 芳生君
理事 小島 慶三君
理事 松尾 官平君

出席者は左のとおり。
委員長 杵掛 哲男君
理事 久世 公亮君
理事 野間 越君
理事 荒木 清寛君
理事 藥科 満治君
理事 倉田 寛之君
理事 斎藤 文夫君
理事 坂野 重信君
理事 中曾根弘文君
理事 林 芳正君
理事 平田 耕一君
理事 猪熊 重二君
理事 岩瀬 良三君
理事 長谷川 清君
理事 一井 淳治君
理事 前川 忠夫君
理事 山下 芳生君
理事 小島 慶三君
理事 松尾 官平君

委員

事務局長
常任委員会専門員

通商産業大臣官 白川 進君
通商産業大臣官 大宮 正君
通商産業大臣官 横川 浩君
通商産業大臣官 石丸 雅二君
通商産業大臣官 細川 恒君
通商産業大臣官 廣瀬 勝貞君
通商産業大臣官 牧野 力君
通商産業大臣官 鈴木 孝男君
通商産業大臣官 中野 正孝君
通商産業大臣官 清川 佑二君
通商産業大臣官 鶴田 勝彦君
通商産業大臣官 里田 武臣君

委員の異動

十月二日

猪熊 重二君
岩瀬 良三君
補欠選任 加藤 修一君
平田 健二君

十月十九日

林 芳正君
補欠選任 佐々木 満君

十月二十日

林 芳正君
補欠選任 林 芳正君

国務大臣

通商産業大臣 橋本龍太郎君
国務大臣 官 宮崎 勇君

政府委員

経済企画政務次官 村田 吉隆君
通商産業政務次官 大島 章宏君
通商産業政務次官 加藤 紀文君

本日の会議に付した案件

○国政調査に関する件
○新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(杵掛哲男君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二日、猪熊重二君及び岩瀬良三君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君及び平田健

二君が選任されました。また、本日、一井淳治君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君が選任されました。

○委員長(杵掛哲男君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。本委員会は、今期国会におきましても、産業貿易及び経済計画等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕
○委員長(杵掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杵掛哲男君) この際、通商産業大臣、経済企画庁長官、通商産業政務次官及び経済企画政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。橋本通商産業大臣。○国務大臣(橋本龍太郎君) 引き続き通商産業大臣を務めさせていただきますことになりました橋本龍太郎でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最近の我が国経済は、回復傾向から足踏み、さらには弱含みへと推移しております。ここにきて設備投資が総じて緩やかに回復の動きを示しているほか、円安傾向などの明るい材料も出てきておりますが、住宅投資の動きが鈍く、鉱工業生産も依然弱含みで推移しております。雇用情勢も、完全失業率が高い水準で推移するなど、厳しい状況が続いております。

このような状況において、政府は、去る九月二十日に、総事業費十四兆二千億に上る過去最大級の経済対策をまとめたところでございますが、参議院での御審議をいただいた上で、その内容を一刻も早く実行に移し、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せることに、私は、最大限の努力を

払ってまいる所存です。さらに、研究開発の推進、新規事業育成など経済構造改革を一層推し進め、豊かで活力ある社会の構築に向け、中長期的な取り組みを行ってまいります。

また、対外関係については、来月に迫ったAPEC大阪会合へ向け、議長国としてリーダーシップの発揮に努めるとともに、多角的自由貿易体制の維持強化と日米間を初めとする通商問題の良好な運営に努めてまいります。

私は、このような時期に、引き続き通商産業大臣の職務を任せられ、重大な責任を痛感するとともに、身の引き締まる思いがいたします。今後とも、委員各位の御意見を十分拝聴いたしまして、通商産業行政の推進に努めてまいりますので、何とぞ、委員各位の格別の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(香榎哲男君) 官崎経済企画庁長官。○国務大臣(宮崎勇君) このたび経済企画庁長官に就任いたしました宮崎勇でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

当委員会が開催されるに当たりまして、今後の経済運営の基本的考え方について、簡単に申し述べたいと思います。

現下の経済運営の喫緊の課題は、景気の先行きに對する不透明感を払拭し、一日も早く景気回復を確実なものとするところであります。

最近の我が国の景気は、足踏み状態が長引く中で弱含みに推移し、特に雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いております。政府は、四月の緊急円高・経済対策以降、各般の対策を講じてきましたが、為替や株式市場に明るい兆候が見えるようになってきた今こそ、新たに効果的な景気対策を打つべきと考え、去る九月二十日に、史上最大の総額十四兆円を超える経済対策を決定いたしました。

この対策においては三点、すなわち、第一に、公共投資等において十二兆八千億円に及ぶ史上最大の事業規模を確保するなどの思い切った内需拡大、第二に、土地の有効利用策や証券市場の活性化

策等の直面する課題の克服策、第三に、研究開発・情報化の促進、新規事業育成策等を内容とする経済構造改革の一層の推進という三点に重点を置いてまいります。

政府といたしましては、今後とも、本対策の着実な実施と機動的な経済運営を行っていくことにより、景気の回復を確実にするとともに、中長期的にも我が国経済の持続的発展を確保してまいる所存であります。

特に、中長期的な展望を開くためには、我が国経済社会が直面している構造的な諸課題を克服することが必要であり、そのため、第一に、規制緩和の推進や社会資本整備等による高コスト構造の是正と新産業の創出、第二に、福祉・雇用政策等による生活面での不安解消、第三に、經常収支黒字の縮小と制度・仕組みの国際的調和等の構造調整を進めることにより、経済社会システムの改革を進めていかなければなりません。現在、経済審議会に、二十一世紀に向けて新たな経済計画の策定をお願いしているところであり、自由で活力があり、国民が豊かに安心して暮らせるとともに、国内外に開かれた経済社会の創造に努めてまいります。

我が国経済の高コスト構造のあらわれであり、豊かな国民生活実現の妨げとなっている内外価格差問題に關しましては、個別分野ごとに内外価格差の実態調査を毎年一斉に行い、その要因を明らかにするとともに、競争環境の整備や輸入拡大に向け、実態に即した具体的な対応を進めてまいります。また、公共料金につきましては、今後とも公共料金の取扱いに關する基本方針に基づき、個別案件ごとに厳正に対処してまいります。

ポランテア活動の促進につきましては、本年二月に關係省庁連絡会議を設置し、法的整備などの必要性を含め、ポランテア活動の環境整備のあり方について鋭意検討しており、その結果を十月中にも取りまとめたと考えております。

今後とも消費者の保護、支援に積極的に取り組んでまいります。特に、皆様方の御尽力を得て昨

年成立しました製造物責任法が本年七月に施行となったところであり、原因究明体制の充実強化、裁判外紛争処理体制の整備、事故情報の収集・提供の充実強化など、関連する諸施策を一体的に講じてまいります。

最後に、対外経済面の課題について申し上げます。我が国の經常収支黒字は縮小傾向にあります。が、諸外国の市場アクセスの一層の改善を求める声には依然として根強いものがあります。経済企画庁は、OTCや対日投資会議の活動を通じて市場アクセスの一層の改善、外資参入環境の整備などの施策を推進してまいります。また、途上国援助につきましては、我が国の経済的地位にふさわしい国際貢献を進めてまいります。

以上、経済運営の基本的考え方について申し上げます。景気の回復を確実なものとし、二十一世紀に向けて我が国経済社会の展望を切り開くため、微力ながら全力を尽くしてまいります。今後とも本委員会の皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(香榎哲男君) 大島通商産業政務次官。○政府委員(大島章宏君) このたび通商産業政務次官を拝命いたしました大島章宏でございます。橋本大臣を補佐し、通商産業行政遂行のため、微力でありましても、加藤政務次官と力を合わせて全力で取り組む所存でございます。

委員長並びに委員の皆様方の御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(香榎哲男君) 加藤通商産業政務次官。○政府委員(加藤紀文君) 通商産業政務次官を拝命いたしました加藤紀文でございます。大島政務次官ともども、橋本大臣のもとで通商産業行政に全力を傾注してまいりますので、委員長並びに委員各位の皆様方のさらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(香榎哲男君) 村田経済企画政務次官。○政府委員(村田吉隆君) このたび経済企画政務次官を拝命いたしました村田吉隆でございます。宮崎長官を補佐いたしました。景気の回復を確実なものとし、二十一世紀に向けて我が国経済社会の展望を切り開くため誠心誠意努力してまいる所存でございます。

本委員会の皆様方の御支援、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(香榎哲男君) 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に關する法律案及び職難産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。橋本通商産業大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に關する法律案、職難産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に關する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済においては、円高傾向や高コスト構造の顕在化などにより、産業の空洞化への懸念が高まっております。その健全な発展に支障を来すおそれが生じております。このため、我が国の事業活動を行う場としての魅力を高め、国内における新たな事業活動の展開のための環境を整備することを通じて、経済構造改革を強力に推進し、我が国の中長期的な発展の基礎を築くことが強く求められております。去る九月二十日に発表された経済対策においても、経済構造改革の推進に對する具体的な方策が盛り込まれたところであり、この内容を実現することにより、我が国における経済活動の活力を維持し、我が国経済の自律的発展を円滑化することを目的として、今

般、本法律案を提案した次第であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正であります。この一部改正においては、まず、新たな事業活動を行う上での基礎となる施設等の整備を一層促進するため、支援対象となる特定施設の追加を行うこととしております。また、いわゆる純粋民間事業者が行う特定施設の整備に必要な資金を日本開発銀行等が貸し付ける場合に、日本開発銀行等に対し利子補給金を支給する業務を産業基盤整備基金等に追加し、あわせて法律の適用期限を十年間延長する等の措置を講ずることとしております。

第二に、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正であります。この一部改正においては、新規事業の展開を促進するため、新規事業者の人材確保を円滑化する観点から、新株発行の方式を利用した能力と成果に応じた成功報酬制度を新たに設けることとしております。また、新規事業者の資金調達を円滑化する観点から、新規事業者に対する経営指導を行う業務を産業基盤整備基金に追加し、あわせて法律の適用期限を十年間延長することとしております。

第三に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正であります。この一部改正においては、輸入貨物の流通の円滑化を図るため、都道府県が輸入促進地域内に特定集積地区を設けることができることとしております。この地区内の輸入貨物流通促進事業者については、地方税の不均一課税を行う場合に減収補てん措置を講ずるほか、産業基盤整備基金による債務保証措置や中小企業信用保険の特例措置を講じ、あわせて法律の適用期限を十年間延長する等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

繊維産業につきましては、平成六年に改正、延長しました繊維産業構造改善臨時措置法に基づきまして、繊維製品の生産・流通部門の構造改善を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、現在、我が国繊維産業は、消費低迷の長期化、円高による輸入の増加等の内外の経済的環境の著しい変化に直面し、一段と厳しい状況に置かれております。このため、かねてより指摘されております繊維製品の生産・流通部門における複雑でむだの多い構造の改善を急ぎ、その効率化を加速させることが不可欠であります。

政府といたしましては、新技術の開発、情報処理の効率化等を通じて、繊維産業の構造改革を一層推進するため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、繊維産業における新技術の開発、情報処理の効率化等に係る調査研究等の業務に必要な資金について、繊維産業構造改善事業協会が出資を受けることができることとするのであります。

第二は、繊維工業のみならず、繊維製品の流通部門も含めて、繊維産業全体の高度化を促進する事業を総合的に行う繊維産業高度化促進施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとするのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(香掛哲男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

同案に対する質疑は後日行うことといたします。

○委員長(香掛哲男君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、本委員会が先般行いました委員派遣について、派遣委員の報告を聴取いたします。野間君。

○野間君 派遣の御報告を申し上げます。石川県及び富山県における地域経済及び産業活動等の実情に関する調査のため、九月十二日から十四日までの三日間にわたって行われた委員派遣について御報告申し上げます。

派遣は、香掛委員長、荒木理事、山下委員及び私、野間の四名によって行われました。

長引く不況と急激な円高のもとで真剣な取り組みをしておられる石川、富山両県の商工施策及び企業の経営状況を勉強しようというのが今回の派遣の目的でございます。

まず、最初の視察先である石川県であります。人口百十七万余、多くの観光地、伝統産業を有するところであり、工業については、工業出荷額が平成五年時点で二兆五千億円、うち機械製造業が四九、繊維一七が主な内容となっております。経済状況は生産、消費、雇用、いずれもこれまでの回復基調から最近足踏み状態になっております。

次は、県内の視察先について順を追ってその概要を報告申し上げます。

まず十二日は金沢市内の渋谷工業株式会社の本社工場をお訪ねいたしました。同社は昭和二十四年に設立をされ、自動瓶詰、製缶、包装機械などを製造する会社でございます。最近高度な技術力を生かして医療機械、半導体製造機械など高付加価値分野へ進出しているとのことでございます。

非常に優良な企業であるにもかかわらず、今回の長期不況と急激な円高のもと、創業以来初めて赤字を計上したとのことであり、速やかな景気対策を講じてほしい旨の要望が寄せられました。

次に、加賀友禅伝統産業会館は、兼六園の近くに位置をし、石川県の代表的伝統産業である加賀

友禅の普及、発展、継承のため、資料収集、商品開発、販路拡大等を担う拠点として高度化資金なども活用して設立されたものであります。最近必要の伸び悩みなどから加賀友禅の様式を活用した洋服なども手がけているとのことであり、す。

次に、河北郡宇ノ気町の株式会社P.F.U笠島工場でございます。

同社はビジネス用コンピュータの専門メーカーであります。同工場はその中核的工場であり、同工場の特徴は、開発から製造、販売までコンピュータネットワークにより一括管理をされ、市場の多様なニーズに迅速かつ効率的に対応できるCIMシステムを採用していることであります。

そのため、生産ラインにおいても大量生産的な流れ作業ではなく、従業員が組み立ての相当部分を一人で担当するというラインシステムを採用いたしております。安全、環境対策にも力を注がれ、優良工場として各方面から評価を受けております。

翌十三日には、北陸電力株式会社七尾大田火力発電所を視察いたしました。同発電所は石炭火力の発電所でございます。

ことし三月、一号機が運転開始をし、五十万キロワットの発電能力を有しているほか、平成十年には七十万キロワットの二号機も運転開始が予定をされております。石炭火力は電源の多様化、原料の低廉性の点で今後注目をされる場所であり、す。

対面に能登島を臨む七尾湾に面した敷地内では、原料搬入から発電までの作業が一貫化されるなど、徹底した効率化、省力化が追求されております。また、脱硫等環境対策にも相当の配慮がなされているようございました。

同発電所視察の後、富山県に入り、富山県は人口百二十万余を有し、豊富な電力と水を背景とした日本海屈指の工業県であります。また、持ち家比率、住宅面積ともに全国有数であ

ります。

一方、県内の経済動向を見ると、石川県と同様、最近足踏み状態が続いております。また、他県に比して比較的良好と言われている工場の立地状況もバブル崩壊後かなり減少いたしてあります。

次に、県下の視察先について申し上げます。

まず、三協アルミニウム工業株式会社であります。富山県は全国一のアルミニウム関連産業を誇っておりますが、その中核となっており、同社であります。視察いたしました新築工場は新築臨海工業地帯の一角に位置をいたしてあり、アルミサッシなどの住宅建材、さらにはパネル化したビル用内・外装建材などを製造いたしてあります。

同社もCIMシステムを採用いたしてあり、顧客ニーズに的確、迅速に対応できるコンピュータ制御による一貫製造を行っております。しかし、経営状況は不況を背景としたビル需要の落ち込み、価格競争の激化等により厳しいものがあるということでありました。

次に、高岡問屋センターであります。

同センターは昭和四十三年、高岡市内に散在をしていた卸売業者が団結をして設立したものであり、現在、組合員百二十社余を有する協同組合であります。

組合員は繊維、銅器、食品、百貨その他の業種で構成をされておりますが、最近の経済情勢などから卸売業は厳しい経営を余儀なくされており、特に繊維、銅器業は極めて苦戦を強いられていると伺っております。その原因の一つとして、得意先の小売業者が大型小売店舗の進出により減少していることにあるという指摘がありました。

なお、同団地内においてアパレルの株式会社島屋、銅器の一ノ瀬銅器店を視察いたしました。翌十四日には新築の富山新港を視察いたしました。

同港は、新産業都市建設促進法に基づき指定をされた富山・高岡地区の海の玄関とも言ふべき港

湾であり、昭和四十三年に開港し、以後、今日まで五次にわたる基本計画によって整備が続けられております。

周辺には臨海工業地帯が広がり、最近ではロシア、韓国等との航路も開設をされるなど国際的な結びつきが高まってきております。

次に、富山県総合情報センターであります。

ここは、昭和六十三年のいわゆる頭脳立地法による富山イノベーションパークの中核施設として役割が期待されているものであります。富山県、地域振興整備公団、関係企業等により設立された株式会社方式の第三セクターであります。企業が抱える課題に資するため、人材の育成・交流、情報化、研究開発の円滑化等を主な業務とするところでございます。

施設内に産業情報センターなどさまざまな機関、企業施設などが入居をしており、これらが相互に関係を保つことにより産業活性化や情報化の進展が図られることが期待されております。マルチメディアセンター、小売商業支援センターなども見させていただきました。

次に、最後の視察先である田中精密工業株式会社にまいります。

同社は、現会長が築かれた企業であります。現在は五百名近くの従業員を有する中堅企業に発展をいたしております。自動車部品、特にエンジン部品の製造が主体であり、納入先も八〇％が本田技研とのことであります。

しかし、同社の高度な部品製造技術に支えられ、多くの下請自動車部品企業が直面をしている受注減、価格の値引き要求等の影響は少ないとのことでありました。また、親企業の海外進出に伴い、同社も米国に現地工場を検討しているとのことでありました。

以上が視察先の概要であります。今回の視察で特に感じたことを申し述べたいと思います。我が国経済は今日、長期にわたる不況と円高やアジア諸国の追い上げにより大変厳しい環境に置かれております。こうした中において、今後の経

済発展を実現していくためには、まず当面する不況を克服するとともに、創造的な事業活動の促進や技術革新を推進していかねばなりません。この点に鑑み、石川、富山両県からそれぞれ要望をいただいておりますが、私どももいたしまして今回の視察の成果を踏まえ積極的に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、今回の委員派遣において御協力をいただきました谷本石川県知事を初めとする石川県の皆様及び中沖富山県知事を初めとする富山県の皆様、両県の視察先の関係者並びに視察に終始御同行いただいた田島中部通産局長を初めとする同局関係者には大変お世話になりました。この機会をおかりいたしまして、御協力に感謝申し上げる次第であります。

以上、石川、富山両県における参議院商工委員会の派遣報告といたします。終わります。

○委員長(斎藤哲男君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、水力発電施設周辺地域交付金の交付期間延長に関する請願(第五号)

第五号 平成七年十月二日受理

水力発電施設周辺地域交付金の交付期間延長に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 嵐嘉明

紹介議員 吉川 芳男君

水力発電施設周辺地域は、過去百年余に及ぶ電力供給を通じて国民生活の向上と産業、文化の発展に大きく寄与してきた。これら周辺地域市町村に對しては、昭和五十六年度に「水力発電施設周辺地域交付金」が創設されて以来、財政的な援助措

置がなされてきたが、現在、当該地域市町村は過疎化の進行、住民の高齢化に加え、弱い財政力などにより、その活力が低下し、地域の社会的、経済的基盤の崩壊さへ危うされる事態となつてゐる。このような状況の下で住民が豊かさとゆとりを実感できる地域社会を実現するために、地域の特色をいかした自主的、主体的な地域づくりが強く求められている。また、水力発電はクリーンエネルギーとしてその重要性が高まる一方で、自然環境や生活環境への影響を緩和する施設の整備については、いまだ十分とはいえない状況にある。

十月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

一 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条を」第四十二条の二に、「第四章 雑則(第五十七条、第五十九条)」を「第三

章の二 通信・放送機構の業務の特例等(第五十六條の二、第五十六條の七)に改める。

第二章 第一項第一号中「次の施設」の下に「大学の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合にあっては、イからハまでに掲げる施設」を加え、同項第六号に次のように加える。

第二條第一項第一号中「次の施設」の下に「大学の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合にあっては、イからハまでに掲げる施設」を加え、同項第六号に次のように加える。

第二條第一項に次の二号を加える。

十六 再生資源の利用の促進を図るために設置される施設のうち広く一般の需要に応じるためのものであつて、次に掲げるもの(これらと一体的に設置される研修施設その他の共同利用施設を含む。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二條第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)

の施設を備えたもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設であつてイに掲げる施設と一体的に設置されるもの

第三條第三項中「第十五号まで」を「第十七号まで」に、「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、基本指針が前条第一項第十七号に掲げる特定施設に係るものであるときは、事前に、スポーツの振興を図る見地からの文部大臣の意見を聴いた上で、同大臣に協議しなければならない。

第四條第三項第五号中「及び第十四号」を「第十四号及び第十六号」に改める。

第六條中「従つて特定施設の整備」の下に「(運営を含む。)」を加える。

第九條中「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改める。

第十四條中「並びに第五号イ及びロ」を「第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に改め、第十六号並びに第十七号に「整備等」を「整備等」に、「保証して」を「保証すること等により」に改める。

第十七條に次の一項を加える。

3 政府は、基金が第四十條第一項第二号に掲げる業務に必要な資金として第四十二條の二の特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができ

る。

第十九條中「日本開発銀行」を「政府及び日本開発銀行に改める。

第四十條第一項第一号中「必要な」の下に「資金を調達するために発行する社債及び当該を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の

一号を加える。

二 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特定施設(第二條第一項第一号、第三号、第五号、第六号ニ、ホ及びヘ、第七号(同号イに掲げる施設及び当該施設と一体として設置される同号ニ又はホに掲げる施設に限る。)、第八号、第十一号ロ、第十三号並びに第十五号から第十七号までに掲げるものに限る。)の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

第四十條第二項中「出資された金額」とを「出資された金額(同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。)」に改める。

第四十一條第一項中「決定」の下に「及び利子補給金の支給の決定」を加える。

第四十二條第二項中「第四十條第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第三章第四節第四十二條の次に次の一條を加える。

(特別施設整備促進円滑化推進資金)

第四十二條の二 基金は、第四十條第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設け、第十七條第三項の規定により特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 基金は、特別施設整備促進円滑化推進資金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。

3 特別施設整備促進円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるものとする。

第四十六條中「出資者」を「政府以外の出資者」に改める。

第五十四條第三項中「出資者は」を「政府以外の出資者は」に改める。

第五十六條の見出し中「運輸大臣との」を削り、同条中「次の場合には、第二條第一項第五号ロを「第四十二條第一項又は第四十四條の認可をしようとするときは、次の各号」に、「運輸大臣」を「当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六條各号を次のように改める。

一 一の特定施設 運輸大臣

イ 第二條第一項第五号ロ及びニに掲げるもの

ロ 第二條第一項第六号ニ、ホ及びヘに掲げるもの

に改める。

第五十四條第三項中「出資者は」を「政府以外の出資者は」に改める。

第五十六條の見出し中「運輸大臣との」を削り、同条中「次の場合には、第二條第一項第五号ロを「第四十二條第一項又は第四十四條の認可をしようとするときは、次の各号」に、「運輸大臣」を「当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六條各号を次のように改める。

一 一の特定施設 運輸大臣

イ 第二條第一項第五号ロ及びニに掲げるもの

ロ 第二條第一項第六号ニ、ホ及びヘに掲げるもの

二 第二條第一項第七号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設 建設大臣

三 第二條第一項第十一号ロに掲げる特定施設 農林水産大臣

四 第二條第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第二條第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣

六 第二條第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 通信・放送機構の業務の特例等

(通信・放送機構の業務の特例)

第五十六條の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二條第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施

第五十六條の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二條第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施

第五十六條の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二條第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施

第五十六條の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二條第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施

第五十六條の二 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第二條第一項第二号、第四号及び第七号(同号ロ及びハに掲げる施設並びに同号ロに掲げる施

設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される施設に限る。に掲げる特定施設をいう。以下同じ。の整備を促進するため、次の業務を行う。

一 日本開発銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣が指定する金融機関（以下この号において「日本開発銀行等」という。）が行う認定計画に係る特別通信・放送基盤施設の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託等）
第五十六条の三 機構は、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「この法律」とあるのは「この法律又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

（出資）
第五十六条の四 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、機構に出資することができる。この場合において、政府は、次条第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべき金額を示すものとする。

（特別通信・放送基盤施設整備基金）
第五十六条の五 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために、特別通信・放送基盤施設整備基金を設け、前条第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 機構は、特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理については、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第十条の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。

3 機構は、次の方法によるほか、特別通信・放送基盤施設整備基金を運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金

（機構法の特例等）
第五十六条の六 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）第五十六条の二に規定する業務（以下「特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」という。）と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定施設整備法」と、機構法第四十三條中「次の場合」とあるのは「次の場合（特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び特定施設整備法第五十六條の二」とする。

2 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、通信・放送開発法附則第四条に定めるところによるものとする。

（建設大臣との協議）
第五十六条の七 大蔵大臣及び郵政大臣は、第五十六条の二に規定する業務に関し、機構法第二十九條第一項又は第三十一條の認可をしようとするときは、第二條第一項第七号ロに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設の整備に係る事項に関

し、建設大臣に協議しなければならない。
第五十七條中「整備」の下に「運営を含む。」を加える。

第五十九條中「第九号まで」を「第十一号まで」に改め、同条第一号イ中「及び第十三号」を「第十三号並びに第十六号の再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号ロに改め、同号ロ中「並びに同号イ」を、同号イに改め、「一体として設置されるもの」の下に「並びに第七号に掲げるもの」を加え、同条第三号ロ中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同条に次の二号を加える。

十 第二條第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣及び通商産業大臣

十一 第二條第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣
第六十條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十條の二 第五十六條の三第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした第五十六條の三第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一條中「十万円」を「二十万円」に改め、第六十三條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第六十三條の二 第五十六條の五第三項の規定に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
附則第二條中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月二十九日まで」に改め

る。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定新規事業に関し経営の指導を行うこと。

第七条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。

(新株発行の特例)

第八条 認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。)が、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条に定める決議がなければならぬ。この場合において、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の発行価額

三 新株の発行を受ける者の氏名

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録簿に

登録されている株券の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができ旨の定めのある場合に限り、することができ

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合せて、発行済株式の総数の三分の一を超えないことができない。

4 商法第二百八十条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第二項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議があつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九条 定款に前条第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

(書面の提出等)

第十条 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、通商産業大臣に提出した前項の書面の写しを、通商産業省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を通商産業大臣に提出した

日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

第十條の次に次の四條を加える。

(公示等)

第十一条 通商産業大臣は、次の場合には、直ちに、通商産業省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があつた日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

(報告の徴収)

第十二条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十条第二項の規定に違反して、書面の写しを公衆の縦覧に供しない者

三 第十条第二項の規定による書面の写しの公衆の縦覧に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の縦覧に供した者

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 認定会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定会社の業務に関し、前項第一号から第三号までの違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その

認定会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第四号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第九条第二項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

附則第二条中「平成八年五月二十九日」を「平成十八年五月二十九日」に改める。

附則第三条を次のように改める。

(廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定によりこの法律を廃止する場合においては、その廃止の時までに第八条第一項の決議をした認定会社については、その決議の日から十年を経過するまでの間、第五条第二項及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる」を削る。

第三条に次の一号を加える。

四 当該地域において輸入促進基盤整備事業に係る施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施が確実と見込まれること。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「輸入促進地域」の下に「及び特定集積地区」

を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 輸入促進地域のうち、当該輸入促進地域における輸入貨物の流通の円滑化を図るため、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進することが適当と認められる地区（以下「特定集積地区」という。）の設定に関する事項

第五條第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項第二号中「事項」の下に「及び第三項各号に掲げる事項」を加え、同項を同條第八項とし、同條第六項中「事項」の下に「及び第三項各号に掲げる事項のうち港湾又は空港に係るもの」を加え、同項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「第四号」の下に「並びに第三項第三号」を加え、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第三号及び第四号並びに前項第三号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、地域輸入促進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項並びに第二号及び第三号に掲げる事項の大綱について定めることができる。

一 特定集積地区の区域

二 特定集積地区における輸入貨物の流通に関する目標

三 特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業の内容

第六條第一項中「前條第七項」を「前條第八項」に改め、同條第二項中「前條第三項から第九項まで」を「前條第四項から第十項まで」に改め、同條第三項中「前條第三項」を「前條第四項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に改め、「第四号」の下に「並びに同條第三項第三号」を加え、同條第四項中「前條第四項」を「前條第五項」に改め、第七條中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改める。

改める。

第八條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 承認地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行う者に對し、当該輸入貨物流通促進事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第十二條第一項中「特定施設整備法第十九條中「日本開發銀行」とあるのは「政府及び日本開發銀行」とを削り、「同條第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同條第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同條第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同條第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「特定施設整備法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削り、同條第二項中「第八條第一号及び第二号」を「第八條第一号から第三号まで」に改め、同條第三項中「第八條第四号」を「第八條第五号」に改める。

第十三條第一項中「基づいて」の下に「特定集積地区において」を加える。

第十五條中「設置した者」の下に「又は承認地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち自治省令で定めるものを設置した者」を加える。

第二十一條第一項第二号中「及び第七項」を「及び第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「第五條第七項」を「第五條第八項」に改める。

る。

附則第二條中「平成八年五月二十九日」を「平成十八年五月二十九日」に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例）
第二條 政府及び日本開發銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金（次項において「基金」という。）に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）
第三條 この法律の施行の際現に第三條の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五條第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画（同法第六條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、第三條の規定による改正後の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五條第八項の規定により主務大臣が承認した地域輸入促進計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八條第八項中「整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する」を「整備される特定施設整備法第二條第一項第一号から第十五号までに掲げる」に改め、「同項」の下に「第一号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げる施設のものにより構成されるもの、同項第六号に掲げるもののうち同号へに掲げる施設に係るもの及び同項」を加え、同條第十項中「第二條第一項に規定する」を「第二條第一項第一号から第十五号までに掲げる」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
第六條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第一項中「各号に規定する特別施設」を「第一号から第十五号までに掲げる特定施設（同項第一号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げる施設のものにより構成されるもの及び同項第六号に掲げるもののうち同号へに掲げる施設に係るものを除くものとし、」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第七條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

（繊維産業構造改善臨時措置法の一部改正）
第八條 繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の三第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）
第九條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第十条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法を削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「同法」を「特定施設整備法」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に改め、「同法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び、「同法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

附則第九條第五項、第六項及び第八項中「第八條第五号」を「第八條第六号」に改める。

(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正)

第十一条 特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条の表以外の部分中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第五十六條の二に規定する業務、電気通信基盤充実臨時措置法に改め、同表第十一條の項中「第六條第一項、電気通信基盤法」を「第六條第一項、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第五十六條の二、電気通信基盤法」に、「金融関連三業務」を「金融関連四業務」に改め、「金融関連業務」の下に「民間事

業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。第五十六條の二に規定する業務)を加え

この法律及び通信・放送開業法	この法律、通信・放送開業法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放送番組促進法
この法律及び通信・放送開業法	この法律、通信・放送開業法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放送番組促進法
それぞれの出資	それぞれの出資(特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理を行う勘定にあつては、特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして行われている出資及び当該勘定におけるその他の出資)
機構法第四十二條第一項中	機構法第四十二條第一項中「に相当する額については国庫に納付し」とあるのは「並びに特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理として整理された額に相当する額については国庫に納付し」と、

に を

改め、「債務保証等業務」という。の下に「に係る勘定並びに一般勘定を加え、」第四号に掲げる業務、電気通信基盤法を「第四号に掲げる業務、特定施設整備法第五十六條の二第一号に掲げる業務、電気通信基盤法」に、「債務保証等三業務」という。を「債務保証等四業務」という。に係る勘定(特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理として整理された部分を除く。並びに一般勘定と「各出資者」とあるのは各出資者(債務保証等四業務に係る勘定においては特別通信・放送基盤施設整備基金に係る出資者を除く。に、「債務保証等三業務に係る勘定」に、「債務保証等四業務に係る勘定」に、「業務、電気通信基盤法第六條第一号及び」を「業務、特定施設整備法第五十六條の二に規定する業務、電気通信基盤法第六條第一号及び」に、「電気通信基盤法」を「特定施設整備法第五十六條の二に規定する業務、電気通信基盤法」に改める。

(特定商業集積の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定商業集積の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「同法」を「特定施設整備法」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に改め、「同法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び、「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を加える。

第六條中第二十七号の三を第二十七号の四とし、第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところにより、基本指針を定め、並びに整備計画の認定を行い、及びその認

及び「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「同法」を「特定施設整備法」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に改め、「同法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び、「特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

定を取り消すこと。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第十五条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち厚生省設置法第六条の改正規定中「第六条中」の下に「第二十七号の四を第二十七号の五とし」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の施行に關すること。

繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「メリヤス生地」を「ニット生地」に改め、同項第三号中「メリヤス製品」を「ニット製品」に改める。

第十一条の見出し中「繊維工業高度化促進施設」を「繊維産業高度化促進施設」に改め、同条第一項中「又は加工」を「加工又は販売」に、「繊維工業者等」を「繊維事業者等」に、「繊維工業の」を「繊維産業の」に、「繊維工業高度化促進施設」を「繊維産業高度化促進施設」に改め、同条第二項中「繊維工業高度化促進施設」を「繊維産業高度化促進施設」に改める。

第二十四条第二項中「第四十二條第一項」を「第四十條第一項第八号若しくは第九号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第四十二條第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「それぞれの」を

「第四十條第一項第八号若しくは第九号に掲げる業務に必要な資金又はそれぞれの」に改める。

第四十條第一項第二号及び第三号中「繊維工業高度化促進施設」を「繊維産業高度化促進施設」に改め、同項第八号中「繊維工業」を「繊維産業」に改める。

第五十八條の二第一号中「繊維工業高度化促進施設」を「繊維産業高度化促進施設」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月十八日)

一、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

一、繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案